

(指定管理者事情聴取)

4月27日、第4回特別委員会に、指定管理者(有)千鳥の山崎浩一代表取締役他関係者にご出席いただき、事情を聴取いたしました。

その席で、山崎氏より、「このたび、3日間の管理業務の停止について、世間を騒がせ、町並びに議会、温泉を利用していただいているお客様に大変御迷惑をおかけしました。」という陳謝があり、違反行為についても「認識不足、町執行部との連絡をしっかりとれなかったこと」に対する反省が述べられました。

また、レジオネラ属菌の発生があったことから、機械設備の問題はないのかと検討し、お客様の満足度の向上ということも考えて、この度の改造、入浴剤の添加を行なったと述べられました。この度の改造は、「試行的」なものであり、1日でできるような改造であったとも述べられました。

それに対し、委員からは、指定管理者として町と合意にいたっていないものを独断で実行したことは不適切であるとの強い指摘がありました。

(安全性について)

指定管理者の改造の動機として、「設備の安全性」への疑念をあげられましたので、当委員会は、竜崎温泉の受注業者である設計の(株)デザイン総研広島とメンテナンス業者のライニングサービス(株)に安全性への質問状を出しました。

その内容は、

- 1. 循環ろ過システムの安全性
- 1. ろ過材の効力
- 1. ろ過装置の機能及び温泉の泉質との適合性

などについて照会いたしました。その結果はいずれも管理を適切に行えば問題なしとの回答でした。

(資料参照)

この回答は、プレオープン以降、指定管理者制度迄の間は、鉄バクテリアによる浴槽水脱色現象が発生した事以外は問題なく管理運営されていることなどの実績から、信頼にたつものと思われます。

(指定管理者への見解)

竜崎温泉は公のものであります。たとえ衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に改造するにしても、しかるべき手続きを経てこれをおこなうことが当然であります。その基準は基本協定書の規定であります。指定管理者はこの規定を厳守しなければなりません。

再三の町からの注意、勧告があった事実からも、町当局との合意がなされたとは思えません。

調査の結果、指定管理者の法令、協定違反は明白

であります。これらの違反行為は指定管理者として資質に欠けるものといわざるを得ません。

旧橋町時代から今日まで、(有)千鳥の経営努力は評価するものの、町当局のたび重なる注意、勧告にもかかわらず、今回の協定書違反、法令違反となったことは誠に遺憾であります。今回の一連の案件において指定管理者に重大な瑕疵があったと断ぜざるを得ません。

(管理代行委任者(町)への見解)

管理代行委任者(町)は、この間、指定管理者に対し、くり返し注意をうながし、指導、勧告を行ってきた努力は認められます。町の担当職員の真摯な努力を評価するものであります。しかし、結果として、指定管理者の違反行為をとめられなかったことは残念であり、まことに遺憾であります。

(課 題)

竜崎温泉は源泉量が少ないなか、温泉のセピア色を保持すること。安心、安全な管理、運営をしていくことは、これからも大きな課題であります。多くの人の集まる、公の施設の危機管理は細心の注意をはらわねばなりません。引き続き、関係者の研究と努力が求められるところであります。

(町民の財産「竜崎温泉」)

またこの温泉は、旧橋町時代から、多くの人々に愛され、親しまれてきたものであります。この温泉は公のものであり、町民の貴重な財産であります。私のものではないのであります。その自覚をもって指定管理者は温泉の管理、運営にあたるのが当然のことであります。

私達は、この温泉を守り、後世に伝えていかなければなりません。

そのためには、町当局と指定管理者が、しっかりと協議し、連携をして事態に適切に対応していくことが大切であります。同時に、両者は、なれあいにならず、節度をもって、その管理、運営にあたらなければなりません。

最後に、この調査にご協力頂いた皆様に心より感謝申し上げ、竜崎温泉潮風の湯のますますの発展を心より願い、調査特別委員会の報告といたします。



竜崎温泉